

新自由主義を包摂する社会文化論

— ハイエク 『自由の条件』 を素材に —

竹 内 真 澄

キーワード：ハイエク，自由の条件，私人，社会文化，被雇用者

はじめに

現代の支配的文化は、いわゆる新自由主義的な文化であると言ってよい。この文化のもとで、人間はひとりの私人として規定される。すると、あらゆる人はコスパのよい人間，市場価値を絶えず高めるために努力する人間，男性は「できる人材」，女性は所与の職場環境で「男並みに働く女性」にならねばならない。また，この時代に法人は自然人と同様に政治活動をおこなう主体としてカウントされる（1970年の八幡製鉄政治献金事件判決）。また公務員は絶えず削減される対象となっており，議員は「身を削る改革」の標的とされる。

こうした現代文化の背後には、固有の思想がある。F・A・ハイエク（1899-1992）の思想は、その最も有力な思想の一つである。そこで、本稿は彼の代表作である『隷属への道』1944および『自由の条件』1960を読み解く試みをおこなう。とりわけ小論では、ハイエクの市場論が資本質労働関係を込みにしている論点に着目し、この点に彼の新自由主義思想の現代性があるとともに思想としての普遍性の欠如を見出す。このことをつうじて、彼

自身の思想の中に支配的文化を内破する手がかりをつかむ試みをおこなってみたい。

1. 新自由主義とは何か

新自由主義は、1970年代以降現実の政治を動かす思想になった。1979年にイギリスのM・サッチャー（1925-2013）が首相就任演説で「これが我々の信じるものである」と取り出したのが、ハイエクの『自由の条件』1960であった。ハイエクはこれに先立って1974年にノーベル経済学賞を受賞して、新自由主義の登場を世界に印象づけていた。サッチャーはこのように時の政権において経済政策にハイエクの思想を応用した。国営企業を民営化し、炭鉱を閉山に追い込み、労働組合運動にたいして大胆な破壊的影響を与えた。同時期、アメリカでR・レーガン（1911-2004）が大統領（任期は1981-1989）となった。彼はハイエクの『隷属への道』から強い影響を受けたとされている。同時期に日本では中曽根康弘（1918-2019）が首相となった（任期は1982-1987）。彼らは共通して減税、軍事化、自由貿易をすすめ、レーガンは労働組合に対して1981年に職場復帰命令を無視した航空管制官1万1359人を解雇したし、中曽根は三公社を民営化し、社会党の支持母体であった労組を壊滅の淵に追いやった。このように、こと新自由主義に関しては、学問が政治を動かした以上、たんなる政治批判ではなく、学問批判まで遡及する必要がある。出て来る。

新自由主義の淵源は古い。それは1930年代に、社会主義、ファシズム、福祉国家という3つの政治体制に対抗するために模索され、戦後ケインズ主義的福祉国家と入れ替わりに現実政治に取り入れられた政治・経済思想である。ハイエクは、戦中に『隷属への道』を発表して、これら3つの政治体制を批判する立場を固めていた。この頃にすでにこう論じていたことを思い出しておくのも悪くはない。

「このごろよく言われるのは、民主主義は『資本主義』と相入れないだろう、ということである。だが、『資本主義』が私的所有の自由な行使に基づいた競争体制を意味するのなら、そのような意味でのみ、民主主義は可能になることを理解することこそ、はるかに重要なことである。集産主義の教義によって経済体制が支配されれば、民主主義は自己崩壊を避けることができないだろう」¹⁾。

我々はハイエクを取り巻く知的環境がどうであったか、今となっては逆に驚く。1929年の世界大恐慌以降自由主義の危機という論調が一般的通念となっており、1944年当時は、民主主義を発展させれば社会主義に至るといふ論調は非常に強力であった。自由主義者であるK・マンハイム（1893-1947）でさえ、民主的計画論をもって民主主義論の中心に据えたほどである。だから、ハイエクとしては、このような逆風に抗して、資本主義と民主主義の同一性を説かねばならなかったのである。

ハイエクはもちろん単独で新自由主義思想を作ったわけではない。彼は若いころ社会主義に傾いた時期があった。しかしL・ミーゼスの『共同経済論（社会主義論）』を読んでショックを受けて転向したとされる。ここから先行する様々な自由主義者の影響を受けて、彼自身の立場を確立した。系譜的には、H・スペンサー（1820-1903）→K・メンガー（1840-1921）→L・von・ミーゼス（1881-1973）→ハイエク（1899-1992）という、19世紀自由主義から20世紀新自由主義への系譜のなかで育ったといつてよい。

こうした思想をより骨太に、そしてより洗練させる形で書きあげたものが主著『自由の条件』である。

1) Hayek, F.A., 2004 *Der Weg zur Knechtschaft (DWzK)*, Gesammelte Schriften in Deutscher Sprache, Bd. 1. Mohr Siebeck, SS. 63-64, F. A. ハイエク, 西山千明訳 1992『隷属への道』春秋社, 87頁。

彼の立場から見れば、これら3つの政治体制はいずれも市場メカニズムに不必要な国家介入をおこなうものであり、「国家集産主義」という共通の特徴をもつものとみなされる。もともと人間の自由とは強制からの自由であって、とりわけ国家からの自由こそが私人の自由にはかならないのであるが、国家集産主義は国家依存の体制をつくるものであるから、人間の自由を根本的に損なう。したがって、新自由主義は、自由な市場を回復すればするほど、それだけ一層人間の自由が実現すると考える。

このように、私人としての近代的個人の自由の根本にまでたちかえって国家集産主義を批判するというのがハイエクの学問的野心である。

2. 『自由の条件』の基本的構成

「アメリカに成長しつつある未知の文明のために」という巻頭の献辞が示すように、ハイエクは古いヨーロッパはすでに多かれ少なかれ集産主義に汚染されているとみていた。「西欧の知識人は自由の本来の信念を広い範囲にわたって放棄した」²⁾と彼はこの書の序言で書いている。「首尾一貫した自由主義の見方の基礎になりうる全哲学を十分に説明している著作—自由主義の理想を理解しようと思ってひもとくことのできる著作—はないように思われる」³⁾とも言う。過去の伝統的自由主義の著作は、「現代の具体的な問題」に自己の原理を適用したものではない。それゆえに、「自由の哲学の基本原則を包括的に再叙述してこの問題を研究する気になっていった」⁴⁾のだとハイエクは述べている。

まず第1部で、「自由の価値」が論ぜられる。ここでハイエクはなぜわれわれは自由を欲するか、そして自由とはどういうことであるかを説明する。

2) Hayek, F.A., 1971 *Die Verfassung der Freiheit (DVdF)*, Gesammelte Schriften in Deutscher Sprache, Bd. 3, Mohr Siebeck, S. 3, 気賀健三, 古賀勝次郎訳『ハイエク全集 5』自由の条件 I, 春秋社, 3頁。

3) *Ibid.*, S. 3. 訳10頁。

4) *Ibid.*, S. 4. 訳10頁。

第2部「自由と法」で、西欧の人間が個人的自由（これはすなわち私人の自由を指す）を検討する。第3部「福祉国家における自由」で、自由主義の原則を今日の危急の経済的および社会的問題の一部のものである福祉国家に適用して吟味する。これらの作業を通じてハイエクは、「2000年以上を通じてゆっくりと発展してきた人間共同生活の哲学の哲学」は「最近数世代は、衰退の時代を経過している」が、「われわれの文明の衰退を望まないかぎり、この体制を復活させなくてはならぬ、というのが、本書の回答である」と宣言した⁵⁾。

しかしながら自由主義を復権させるという彼の訴えは、ロッキ的な古典的自由主義の可能性にかけるものではなかった。すなわち、個体的私的所有の時代の自由主義を復権させることではなかった。それは、不可能であり、時代錯誤でもあった。ぎゃくに、ハイエクは20世紀の、人口の圧倒的多数が被雇用者であるような社会的条件のもとでの自由主義を探求した。ここにこそ、ハイエクの自由主義の現代的な性格がある。

3. 私人と個人の目的自覚的な混同

ハイエクは自身がオーストリア学派に属し、ドイツ語と英語で論文を書いた。『隷属への道』および『自由の条件』もまたドイツ語版と英語版がある。一般的にいうと自由主義思想は、私人private Person、個別者Einzelneと個人Personを同一視する傾向がある。この同一性はたんなるイデオロギーではなく、小経営が支配的なある時期には真実であった。けれども、資本主義が一般化すると、私人と個人は自覚的に混同されるようになった。それは、市場経済の自由なしには個人の自由はないという純然たるイデオロギーに転

5) *Ibid.*, S.8. 訳15頁。なお、この序文でハイエクは、個人的自由persönliche Freiheitとは個別者Einzelneの自由のことであると自明のように論じている。『自由の条件』全編であまりにも高い頻度でこのことは繰り返されるのであるが、実はこの前提自体が疑われねばならないことを読者は知っておく必要がある。

化した。

ハイエクもまた私人private Menschと個体Individuum, 個別者Einzelneと個体Individuum, 個別者Einzelneと人格Personを完全に同義に使っている。ヨーロッパにおける自由主義の起源からの同一性を彼は自覚的混同へひきあげた。混同には理由がある。個人とは、旧共同体から脱した自由な人間のことである。この時期に個人は私人として、つまり民間領域をたちあげる排他的私的所有の主体として出現した。だから、これが私人を個人との同一性においてとりあげた理由となった。いま、ハイエクに反して、個人Individuumを歴史貫通的な意味に取れば、個人は私人という歴史的な形態をとって現れる。しかしながら自由主義は、諸個人と私人の、歴史貫通的な概念と歴史的な概念の区別を見失い、私人をこそ基底的人間観として選ぶのであるから、自由主義思想は思想構成においては私人を個人と自覚的に混同するのである。ハイエクがこの流儀に従っていることは明らかである。

この混同は英語版『隷属への道』および『自由の条件』によく現れている。英語版ではドイツ語版の私人を表わす個別者Einzelneは自動的に個人personまたはindividualに置き換えられている。個別者Einzelneとは、ヘーゲル・マルクスの私人、すなわち孤立化した個人isolated individualであって、もっといって疎外された個人であるが、ハイエクの用語圏ではEinzelneは市場の正常な個人であって、いささかも否定的な意味を含まない。ハイエクにあっては、私人の自由なしには個人の自由はないから、自由社会の危機は個人の危機に等しいわけである。

ここから自由の定義に移ろう。自由は、ここで強制的反対概念として考察される。ハイエクによると、強制とは「ある人の環境または事情が他人によって支配されていて、その結果、より大きな災いを避けるために、その人が自分自身の首尾一貫した計画にしたがうのではなくて、他人の目的に奉仕

するように行動を強いられることをいう」⁶⁾

ハイエクの自由観を要約すると、自由とは恣意的な強制から自由な私人の自由である。自由/強制は対語であり、これは私人private Person/国家Staatに対応する。ただしハイエクは、強制を防ぐためには〈私人〉を超えた国家が有する「強制的脅威」にたよるしかないと述べており、ここに法の支配を強調するハイエクの自由主義の特徴がある。

「しかし、強制は全面的に避けることはできない。というのは、強制を防ぐ道は強制的脅威によるしかないからである。自由社会はこの問題に対応するために国家に強制的独占権を与えた。そして、国家のこの権力を私人private Personenによる強制を防ぐことが必要である場合だけに限定しようと試みた。このことが可能であるのは、個別者Einzelneのある既知の私的領域を他人の干渉にたいして国家が守ることと、これらの私的領域private Bereicheを限定することによるしかない」⁷⁾。

20世紀になると私人間の利害は様々に複雑化し、その対立も激化した。しかし、だからと言って、私人が別の私人を強制することはあってはならない。私人間の強制を避けるためには、この強制を押しえるための別次元の強制が必要である。これが公的強制である。国家は最小限の強制を行使する(法の支配)ことをつうじて市場のルールを守るのであって、このことがけっきょくは私人の本拠地である私的領域を守ることにつうじる。〈私人〉の間の強制をふせぐために最小限の権力国家を請求するという論理は、19世紀の古典的自由主義からハイエク的な20世紀的新自由主義を区別させるものである。だから、ハイエクが自由社会と計画社会(計画経済)を対照する場合、前者は私人の自由を最大限許容する社会であり、後者は私人の自由

6) *Ibid.*, S. 29, 訳 35 頁。

7) *Ibid.*, S. 29, 訳 36 頁。

を抑圧する社会である。要約すれば、新自由主義の下で「大きい政府」は拒否されるが、強力な階級的法治国家は推奨されるのである。

このような視点から言えば、ハイエクの新自由主義は、自覚的に私人を個人と混同するという手続きを踏まえたうえでなされた、〈私人〉の復権である。

4. 私人の階級的構成

古典的自由主義が過去のものであることをハイエクは踏まえている。それは、人口に占める被雇用者の割合の圧倒的な多さを認めたことを意味する。この場合、ハイエクが被雇用者というのは、非独立的稼得者 *Unselbständigerwerbenden* または従属的労働者 *abhängiger Arbeiter* のことである⁸⁾。これは自由主義がもともと独立した小経営者の社会で発展したことを考慮した結果である。ハイエクはこうした新しい社会的条件は過去のものになったと考え、次のような疑問を提起する。

「われわれの大多数が大組織の被雇用者 *Arbeiter* として働き、自分では所有しない資源を利用し、ほとんど他人によって与えられる指図 *Anweisung* にもとづいて行動するとき、重きをなす人びとのほとんどが、自分の生計をたてる活動において独立していた社会に通用していたこれらの原則（個人的自由を最大化するという原則…竹内）は今日なおどれほど有効であるだろうか。とくにもしも今日、独立人 *Unabhängigen* が社会のますます小さくかつ影響力の少ない部分を構成しているとすれば、この理由により、自由社会の幸福にたいするかれらの貢献度は重要性を失っているのだろうか。それとも、独立人はいまだそのための欠くことのできないものであろうか⁹⁾。

8) *Ibid.*, chap. 8 訳第8章。

9) *Ibid.*, S. 153, 訳 171-2頁。

ハイエクによれば、被雇用者社会は、大多数の被雇用者を裾野におきながら独立人をその頂点におく「一つの巨大な雇用のヒエラルキー」¹⁰⁾を形成する。だから、独立人は少数化したとはいえ、消滅したのではなく、ポジションを変えて、位階制の頂点に残ったというのがハイエクの理解なのである。しかも、ハイエクは独立人の位置が変わったことは、被雇用者自身の自由(長期的な利益)に貢献すると論じている。

被雇用者の自由がハイエクの自由論における重要な焦点になってくる。一体階級社会の被雇用者がその位階制のもとでこそ自由である、とはどのような意味で言いうることなのであろうか。ここにハイエク思想にとっての核心的な問いが向けられる。なぜなら、独立人の自由のみならず、多数の被雇用者の自由を保証できなければ、現代自由主義の思想としての普遍性を確立することはできないからだ。

ここでハイエクの特異な洞察が展開される。ハイエクによると、被雇用者は自由社会の核心である経営の自由に関心をもたない。関心があるのは、「功績と適切な報酬」¹¹⁾である。だから、被雇用者は「彼らの暮らし方全体に直接関係のない決定を他人がすることができることに、彼らの自由が依存しているという事実は、かれらには、しばしば理解しにくい」¹²⁾。ハイエクは資本主義を不自由だと罵る労働者の一部に見られる左翼的言説に配慮している。しかし、この不自由論は見かけだけのことである。ハイエクによれば、被雇用者は資本が指図する責任を負うことを我がこととして行わずに生活できるし、またそうしなければならないので、その必要性がわからず、「被雇用者の生活には滅多に生じない行動機会に対して、ほとんど重要性をみとめ

10) *Ibid.*, S. 154, 訳 173 頁。

11) *Ibid.*, S. 154, 訳 174 頁。

12) *Ibid.*, S. 154, 訳 173 頁。

ないのである。独立人がかれの役割を遂行しようとすれば、自由をいくども行使することが大切であるのに、その自由を被雇用者は不必要とみなす¹³⁾。要するに指図責任をもたない範囲で被雇用の位置に甘んじることこそ彼らの自由であるとハイエクは述べているように思われる。

理論上の問題は、ロック的な自由主義—これはもうそのままの形態では通用しない—を20世紀的な階級社会の文脈で形態化することである。だから、ここには経営に責任を負った独立人の指図の自由と、被雇用者の無責任な、しかし、経営には無関心な自由が対照化され、そのうえで両者の自由の同一性が語られているわけである。ここでの同一性とは、経営の指図に独立人は関与するが、被雇用者はそれに関与しないにもかかわらず、両者はともに自由な社会の自由（恣意的な強制からの自由）を享受するという意味である。

ここで階級社会における独立人と被雇用者の同一の自由というハイエクの思想をどう評価すればよいであろうか。興味深いのは、ハイエクが被雇用者の自由は、マルクスの概念で言う「労働処分権」をまさに放棄することであると、事実上語っていることである。もともとロック的自由主義のもとでは万人が経営上の意思決定の主体であった。そこから独立心の旺盛な個性の文化が開いた。しかし、それはブルジョア民主主義の基礎であって、早晩これは崩壊するほかはなかった。ハイエクの新自由主義は独立人が雇用者 *Arbeitgeber*（仕事を与える者の意）となった段階の自由主義の歴史的形態である。雇用者は被雇用者の労働を自由に処分する。そこに資本主義固有の搾取の秘密もあったのだ。だからハイエクは、ここでは「裏返しのマルクス」なのである。すなわち、被雇用者は労働処分権を失っているけれども、それを奪い返したいとはまったく考えていない。だから彼らは自由（責任を負わないでいて体制の便利さを享受する）なのだというのがハイエクの診断である。ハイエクが、「裏返しのマルクス」であるのはまさにここにおいてである。マルクスは、雇用者の労働処分権/被雇用者の労働処分権の喪失、

13) *Ibid.*, S. 154, 訳 173-174 頁。

という二分法をたてて、後者の自由の回復を論じた。しかし、ハイエクは反対にこの二分法に依拠してマルクスのいう「自由の喪失」にこそ被雇用者の自由があると論じている。

自由社会こそが被雇用者に自由を与えるという論理は2段階になっている。第一段階は競争社会一般の肯定であり、第二段階はこのなかでの労働処分権のゆくえに関わる。第一段階の論理はこうだ。

「確かに競争社会では、貧しい人に開かれている機会は、富裕な人のそれよりきわめて限られている。しかしそれでも彼らが、異なった形態の社会でもっと多くの物質的安楽を意のままにしている人より自由であることは、変わらず真実である。もちろん、競争のもとでは、貧乏な状態から人生を始めた人が富豪になる可能性は、遺産を相続した人がそうなる可能性よりはるかに少ないことも事実である。だが、その可能性は充分存在するし、より重要なことは、競争体制こそ、権力者の好意によってでなく、ひとえに自分の努力や運によってそれを可能にさえ、また誰かがそれを妨害しようとすることを禁じる、唯一の体制だということである」¹⁴⁾。

ひとえに自分の努力や運によって生きようとする人々は、競争体制を肯定しなくてはならない。それだけではない。自由社会は階級社会なのだから、階級社会をこそ自由の社会とみなすための論理が必要である。被雇用者は決して不自由ではないとハイエクは言う。「他人の命令どおりに行動することが、被雇用者にとっては、自分の目的（功績と報酬…竹内）を達成する条件である」。むしろ「たとえその仕事をひどく嫌いなながらも仕事を続けねばならなくなるかもしれない」としても、契約の自由さえあれば代替的な雇用をさがすことができる。「被雇用者の自由が、いろいろな種類の雇用者が多数存在することに依存するということは、もし、雇用者がたったひとりしか存

14) Hayek, F.A., *DWzK*, S. 92, 訳 131 頁。

在せず一すなわち、国家一、職に就くことが唯一つ許された生計の手段である場合に存在するような状況を考察すれば明白である」。社会主義に比べれば、被雇用者はずっと自由だといっているのである¹⁵⁾。けっきょくのところで、被雇用者の自由とハイエクが言っているのは、競争経済の自由なのである。

契約の自由は、当然ブルジョア社会の文化の中核にある。そして、もし独立人も被雇用者も、ひとしく競争経済の自由によって自己の自由を構成するのであるならば、これを破壊する敵に対して共同で戦わねばならないことになる。その敵こそは「集産主義」であり、なかでも最も手ごわいものは社会主義（国家社会主義）なのである。

やはり、ここでも『隷属への道』の結論は維持されている。「今日の世代が忘れ去ってしまっていることは、私有財産制は、財産を所有する者だけでなく、それを持たぬ者にとっても、最も重要な自由の保障であるということである。つまり、生産手段の管理が独立活動をする多数の人に分割されているからこそ、誰も人々の運命を左右する完全な権力を持ちえないし、人々はそれぞれ自分がどうやっていくかを決定することができる。もしあらゆる生産手段が一つの手にゆだねられるとするならば、——それが「社会」全体といった名目であろうが、あるいは独裁者であろうが——、その管理権を行使する者は、人々に対して完全な権力を振るうことになる」¹⁶⁾。

5. ハイエクによる社会文化にたいする攻撃

労働者は労働処分権をまったく欲しないという観察は正しいだろうか。資本主義とは、労働力が商品化した社会である。ここで、労働力は二つの交換過程を経過する。第一の交換過程は流通過程で行われ、労働力と賃金の交換がおこなわれる。第二の交換過程は生産過程で行われる仕事と労働の交換で

15) Hayek, F.A., *DVdF*, S. 155, 訳 175 頁。

16) Hayek, F.A., *DWzK*, S. 93, 訳 133 頁。

あり、ここで剰余価値が生産される。もしも、労働処分権を独立人に丸投げしてしまうと、労働者は24時間労働を処分され続けるであろう。しかしこれは現代では本質的にありえないことである。なぜなら、ハイエク自身が認めているとおり、労働組合の結社の自由は、自由主義者さえ認めたものであり、被雇用者の自由の一部であるからだ。ところがハイエクは労働組合の合法化の歴史を辿ったうえで、組合はいまや権力化しており、それは目に余る乱用をされているという。ハイエクは、そこで労働組合に節度を要求し、市場に代わる管理を求めないことを約束させる。なぜなら、「市場に代わる唯一のものは当局（国家…竹内）による管理である」からだ。

このように、ハイエクは競争経済、すなわち自由社会と、これに代わる管理、すなわち計画社会とを対置し、組合の自由は計画社会ではなく、自由社会を擁護することにあるべきだとしている。

いま、自由社会の労働組合という論点を認めるとしよう。しかし、この場合、ハイエクが考えている様に労働組合は労働処分権に無関心でいられるだろうか。不可能であろう。労働力消費の人間的限界をめぐる闘争、労働日の限界をめぐる闘争は、相変わらず現代的課題であり、「過労死のない社会を」というスローガンは、いまや被雇用者の共通の声である。これは、「経営権の奪還」などという大それたものではないかもしれない。しかし、そうであるからと言って、経営権の作動の一部を労働組合の意志によって変更させることなしには、被雇用者は自己の健康を維持することさえできないであろう。もし、そうだとすれば、ハイエクのように極端に被雇用者は功績と報酬にだけしか関心がないと診断することはできないであろう。この点で、ハイエクの自由社会論は支配的文化の核心にふれており、連帯をめざす社会文化論の可能性をその初発の所で拒んでいる。しかし、これをもう一度裏返すならば、被雇用者の非全体主義的管理の可能性を追求する社会文化が、むしろハイエクの論理のその空隙から引き出されるのではなかろうか。

すると、ハイエクは、独立人（雇用者）の法の支配、ありていに言えば排

他的私的所有の論理に沿って被雇用者の関心をわざわざ狭く解釈している、ということがわかった。それは十分に合理的な洞察とはいえないが、ここにハイエクの新自由主義の核心がある。しばしば誤解されているように、ハイエクと言えば市場の自動調節機能を擁護する論者と思われがちである。しかし、そうではない。ハイエクの思想の真骨頂はたしかに社会主義、ファシズム、福祉国家など一切の国家による介入主義への反対であるが、それが忌み嫌われるのは、経営権の核心にある「労働処分権」の自由にこそ自由の根拠を置いているからなのである。このことはハイエクの『自由の条件』をここに述べてきたように読めば証明できるのである。

6. 被雇用者は何を望むか

ハイエクには労働処分権の自由を自由そのものと同一視する論理があることが理解されたであろう。そして、もし社会文化を発展させる論理を、ハイエクの裏読みから引き出すならば、あらためて被雇用者の欲する自由とは何か、という問題を考えねばならない。ハイエクが恐れているものが存在した。それは、けっきょく労働者による労働処分権の回復という思想に直接間接にふれる問題領域であった。このような問いかけが、いつなるとき被雇用者から提起されるかもしれない、というのがハイエクの最も恐れることであった、だからこそ、彼は自由社会（法の支配）を擁護した。すなわち、ハイエクが求めたものはたんなる市場の自由ではなく、市場の自由のさらに内側にある資本の「労働処分権」なのであった。

もしそうであるとすれば、ハイエクの立論の中には、非全体主義的な社会文化を構想する余地が、しかも広大な可能性が、残されていると言わねばならない。

7. 反全体主義的な福祉国家への道

ハイエクは、すでに『隷属への道』において次のように論じていた。「今

日において社会主義とは、もっぱら課税という手段を通じて広範囲な所得の再分配を行うことを意味しており、また、福祉国家という制度のことを意味するようになってきている。この福祉国家という形態においては、本書で警告したような事態（全体主義…竹内）は、もっとゆっくりとした、間接的な、不完全な形でしか現れないだろう。けれども、事態が現れてくる過程はこの本で論じたこととまったく同じではないにしても、究極的な結果はここで警告したようなものになっていくだろうと、私は確信するものである¹⁷⁾。

この発言は1976年に書かれたものである。ゆえに『自由の条件』を踏まえてハイエクがこう書いたことを忘れてはならない。すなわち、ハイエクが『自由の条件』で「福祉国家における自由」を論じたからと言って、彼は福祉国家が自由を守る体制だとは一言も述べなかった。反対である。それは福祉国家における自由こそが反自由に転化する危険なものであることを一貫して論じているのである。

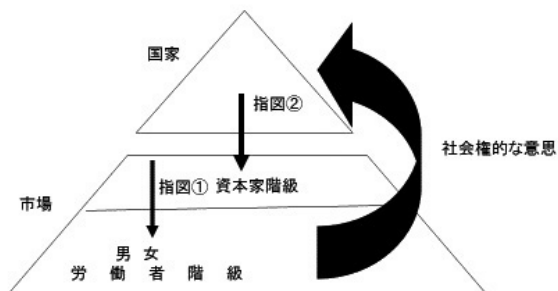
しかし、ここまで見てきたように、ハイエクの自由論は相変わらず独立人に固有の自由論を被雇用者に適用したものであり、ここには無理がある。もしそうであるならば、反全体主義的な社会文化を追求する可能性がハイエクの理論的空隙にあるという見通しをもつ者として、我々が反全体主義的な福祉国家を論じる余地も大いにあると考えてはならないのであろうか。

しかも、この場合、福祉国家はたんに「市場に反する政治」（エスピ＝アンデルセン、G）というような国家と市場の関係性においてではなく、ここまで論じてきたように労働者の「労働処分権」の回復という文脈で考えられねばならない。果たして福祉国家とは何かという問題が、まさにハイエクを読解したあとでどう変化するのが問われるわけである。

ここで図を提示したい。

17) 西山千明訳『隷属への道』1976年版への前書き。

指図される者が指図する者に指図するという福祉国家の機能



この図は、労働処分権の二段の構造を示したものである。通常の資本主義では、資本家が労働者にたいして「労働処分権」を行使する（指図①）。指図①は、所有による絶対的なものである。個々の（個別的な）労働者がどんなにそれを嫌がろうが、変革することはできない。なぜなら、労働力が商品化すれば、自動的に「労働処分権（指図①）」は資本（会社側）に帰属するからである。したがって、さしあたり、個々の労働者は資本の上からの指図①を受容する以外にない。

ところが、個々の労働者がなんらかの政治的運動をつうじて社会権の思想で合意し、常識を維持できるならば、事情は大きく変わってくる。この場合、資本主義的私的所有はまったく変わらないがその運用の形態は変わる。なぜなら、資本の労働者にたいする指図①は相変わらず資本家の側（会社側）に帰属するとはいえ、福祉国家が社会権的な意思によって民間領域に介入するようになると、福祉国家は資本と労働の上流に位置するために、労働時間、最低賃金、法人税、環境保全などの、資本の指図が及ぶ全範囲にわたって指図する者に指図することになる。指図②は指図①の具体的な運用に巨大な影響を与えるのである。しかも、それは、被雇用者から切り離された全体主義的干渉ではなく、まさに指図される者が指図する者に指図するという、自由意志の拡大なのである。これこそが、労働者が求めている自由でな

くて何であろうか。

8. 社会権的意思の合意に反対するハイエク

ハイエクの自由論は結局のところ独立人（雇用者）という階級の立場に立った自由論であった。換言すれば、被雇用者の自由は、その枠内に同化、縮小されていたかぎりでの自由論に矮小化されていた。

この場合、被雇用者は労働処分権の回復の最初の一步として福祉国家をつくるための社会権的意思を合意によってつくらねばならない。ところが、ハイエクはおよそ合意というものをきびしく限定する。

ハイエクは、現代のハーバーマスのような合意主義者に対抗するかのよう
に言う。

「自由主義の教義の最大の貢献は、合意Übereinstimmungが必要とされる主題の範囲を、自由な人間が構成する社会（資本主義…竹内）でも合意が存在しているような部分にだけ限定した、ということである」¹⁸⁾。

すなわち、合意の範囲が小さければ小さいほど市場メカニズムは大きくなり、反対に、市場メカニズムが小さく限定されてくるならば、合意の範囲が大きくなる。したがってハイエクの立場からすれば、合意の範囲はできるだけ小さく限定されたものでなければならない。というのも、ハイエクにおいては、諸利害や関心が多元的に分散した自由社会が常態として考えられており、合意というものは部分的にしか成り立ちえないものであって、諸利害とともに価値や理想も原理的には市場メカニズムによって調整されるべきものであるからだ。

18) Hayek, F.A., *DWzK*, S. 64, 訳 87 頁。ハーバーマスは『事実性と妥当性』においてハイエクの市場メカニズム概念を参照したことを明らかにしている。Jürgen Habermas, 1992 *Faktizität und Geltung*, Suhrkamp, S. 189. ユルゲン・ハーバーマス, 河上倫逸他訳 2002 『事実性と妥当性 上』未来社, 185 頁。

ハイエクは、市場メカニズムをゆがめる萌芽として、したがって全体主義の萌芽として合意論を位置づけるであろう。

これを逆さまに読めば、労働者の自由は、まずは指図①を指図②によって規定することであり、労働者の労働処分権の部分的な回復にこそある。これは法外な要求のように見えるかもしれない。しかし、実は古典的自由主義が想定した自由は、そもそも人間の自由とは自分を自分が処理する自由である。ロックはこのことを述べて言う。「人それぞれが、他人の許可を求めたり、他人の意志に依存したりすることなく、自然法の範囲内で、自分の行動を律し、自らが適当と思うままに自分の所有物や自分の身体を処理することができる完全な自由な状態である」¹⁹⁾。あるいは、これは市民政府のなかでの自由の規定であって、職場の自由について述べられたものではない、と反論する人がいるかもしれない。しかし、そうではない。これは自然状態にあたる根本的規範であって、市民政府と市民の関係に限定されるどころか、あらゆる社会領域に原理的に貫徹すべき自由観である。

もしそうであれば、古典的自由主義の考えた独立人の自由は、自由社会で万人に保障されていないことにならないだろうか。むしろ、福祉国家は、指図されながら指図しかえす矛盾的動態において絶えず自由を拡大しようとする社会権的意思の運動形態なのである。

ハイエクの「自由社会」に抗して「指図する者に指図する」福祉国家こそが社会文化をサポートするものとなる。

9. 新自由主義の世界史的意義

20世紀の歴史は、おおむね戦争と福祉国家の歴史であった。私人が生み出した様々な矛盾、相克、問題を解決するために、公民（兵士になることを

19) Locke, J. 1960 *Two Treatises of Government*, Cambridge University Press, II chap. 2J・ロック、加藤節訳2002『統治二論』後編第二章「自然状態について」岩波文庫。

含めて)であることに活路を見出そうとする試みが20世紀の歴史の前半を占めていた。社会権というのは、この視点から言えば、資本家も労働者も市民的観点からみて正義と公共性を守らねばならないという考え方である。

私人に抗する公民概念の拡張の中でこそファシズム(それはゆがんだかたちでドイツ国民であることを誇った排外主義を含む)と社会主義、さらには福祉国家が登場したのであった。しかし、公民概念の拡張はおのずと限界をもっていた。近代世界システムの中で個々の国民国家ごとにどのように公民概念を膨らましたにせよ、それは城内平和を求めるナショナルなものを超えることはできない。

しかも、戦後福祉国家における公民権の拡張は、財政負担を増大させ、各国民国家のなかの所得再分配をあまりにも高める危険があった。そうなる、所得の70%程度が国家に徴収されても、国民はそれにたいして正義感で耐えねばならないということになってしまう。そこで振り子は逆に揺り戻した。このとき新自由主義が現実政治で登場したのであった。国民国家の公的セクターの比率が過剰に高まると、今度は小さい政府を求める動きがでてきた。それは本質的に世界市場の自由なメカニズムを解放するためにはこれ以上福祉国家が増えることは危険であるという判断を含んでいた。もちろんこれが社会問題を解決するために模索されてきた福祉国家という回答を乱暴に水に流すものであったことから、福祉国家の破壊は社会問題をグローバルに開放することになった。新自由主義はいくたの別の矛盾、相克、問題を投げかける。柄谷行人はそれを「戦争、環境破壊、経済的格差」とまとめている²⁰⁾。たんに市場メカニズムが社会問題を生み出すわけではない。そうではなくて、資本の専制を込みにした市場主義の拡張が社会問題を生み出すのだ。この意味で、ハイエクが私人を復権させたことは、反転して、過度に市場に依存したファシズムを生む温床となる。

20) 柄谷行人2006『世界共和国へ』岩波新書、224頁。

新自由主義は新しい、しかも耐えがたい抑圧を世界規模で開放することで、一国規模の国家介入主義を終わらせる意味をもつ。ハイエクの理論革命によって、一国規模の国家介入主義に代わって、世界史的な規模で新自由主義が制覇したが、まさにそのことは、21世紀の民衆によるグローバルな自治の在り方を改めて模索させるものとなる。

この模索は、〈私人〉の自由をたんに国民主義的に乗り越えようとした福祉国家の公民主義的プロジェクトを再編し、鍛えなおし、グローバルな規模で再構築させる原動力となる。

まとめにかえて

以上論じてきたように、ハイエクの自由論は私人の自由論であり、すぐれて独立人（雇用者）の自由論であった。興味深いことにハイエクは階級社会という文脈を重視して自由論を展開したが、この場合被雇用者の自由は、雇用者の自由論の枠内に同化、縮小されている。しかし、これでは、万人の普遍的な自由を共通の枠組みにおいて語ることはできない。そこに思想としての新自由主義の弱点がある。被雇用者は、経営権の内容に断じて関与せず、ただ功績と報酬のみに関心を持つだけであると想定されていた。しかし、現実には、そのようなことはありえない。日常的な職場の現実（労働時間、労働強度、最低賃金、人事政策など）が資本の指図の具体相にふれさせるからだ。したがって、ハイエクの思想には、資本家の経営権が多数の労働者の傍観を前提にして市場メカニズムが作動するという非現実的な空隙がある。これを逆さまに読めば、万人の自由を普遍的に求める場合の可能性が追求されなくてはならなくなる。つまり自由は独立人だけがもつ労働処分権を、労働者も回復することに置かれねばならないという、ハイエクが最も恐れ、かつ除外してきた自由論の可能性こそが考察される余地が出てくる。

いま、ハイエクの「自由社会」に抗して完全な「計画社会」の可能性をう

んぬんすることはやめておこう。ただ、ハイエク自身が認めているように、雇用者は少数であり、被雇用者は多数である。それは、雇用者が被雇用者を指図する必要を生むのであるが、自由社会のゲゼルシャフト的な性格の中に否応なく労働の直接的な、したがってゲマインシャフト的に結合された計画性を導入するものである。したがって、ハイエクが考えるほどには自由社会と計画社会は水と油のように整然と対照化できるものではない。反対に計画社会は自由社会の中に胚胎するのだということをつけ加えておこう。

だから、彼が、マイルドに全体主義を招くと考えた福祉国家は、現代では完全に忌避できるものではないし、そうされるべきでもない。なぜなら、これは自由社会が内在的に生み出す労働の社会化を基礎にして「指図する者に指図する」制度的基盤を据えるものであって、労働者や市民の利益から宙に浮いた全体主義をもたらす恐れはないからだ。そしてこれこそが社会文化をサポートするものとなる。

ハイエクの新自由主義が世界中に広がった一つの大きな理由は、それが多国籍企業の活動の自由に適合的な議論を提供したことにある。たしかに、世界市場のたくましい運動によって、個々の国民社会を一国主義的に制御しようとする福祉国家は1970年代に危機に陥ったし、現在も防御に忙殺されていることは間違いない。しかしながら、これは福祉国家の核心にある「指図②」の思想を無化するものではない。逆である。福祉国家の運動は新自由主義が開拓した世界市場規模の運動にあわせてもう一度グローバルに展開せざるをえない。すると、それは福祉国家連合の試みとなって再建されるであろう。

もともと、19世紀の自由主義にたいして社会的自由主義が登場した時、L・T・ホブハウス（1864-1929）は福祉国家の創出に参加し、「幸福の物理

的環境は、ひとつの協同の産物である」と述べた²¹⁾。この協同こそが社会文化の核心である。これにならって言えば、幸福の時間的・空間的環境は、ひとつの協同の産物である。いま、新自由主義は幾億人、幾十億人の生活を窮地に追いやり、塗炭の苦痛を人々に与えている。ハイエクは階級社会の中で雇用者の経営権の特権性を合理化したが、独立人の自由の資格を雇用者にだけ限定するのではなく、万人に与えることが自由の普遍性になうものとなるはずである。「指図する者に指図する」という福祉国家の矛盾は、事柄の過渡期性を表わしていると言わねばならない。

21) J. A. Hobson and Morris Ginsberg c 1993 *L. T. Hobhouse: His life and work*, London: Routledge/Thoemmes Press, p. 272.

A Socio-Cultural Theory of Inclusive Neoliberalism

TAKEUCHI Masumi

F. A. Hayek (1899–1992) was one of the most sophisticated thinker of contemporary neoliberalism. His main work is *The Constitution of Liberty*, 1960. This is a detailed development and redescription of the principles of liberalism of *The Road to Serfdom*, 1944.

If we call contemporary neoliberalism the dominant culture and, on the other hand, the culture of social solidarity the social culture, can we not draw the latter intrinsically from the former?

For this purpose I have considered the section ‘Employment and Independence’ in Part 1, Chapter 8 of *The Constitution of Liberty*. According to him, the modern era is not the era of the ‘independents’, characterised by private property based on one’s labour. It is an era in which the majority of us work as employees. Independents command, and employed people act ‘on the basis of commands given to them by others’. What, then, does it mean that such a society means freedom for the employed?

Hayek lumps together fascism, socialism and the welfare state as ‘collectivism’, all of which will sooner or later destroy the ‘free society’. Indeed, fascism and Soviet socialism collapsed due to a lack of freedom. What about the welfare state? However problematic the welfare state of the past may have been, the free society he relied on is the backdrop to the neoliberalism of the 21st century, which has brought “war, environmental destruction and economic inequality” (Kojin Karatani). Neoliberalism remains unable to solve them.

In view of this diagnosis, the freedom Hayek celebrated was freedom from coercion, especially from the arbitrary coercion of the state. This is

the freedom of the separated *Einzelne*, which ultimately means the freedom of the private person. Moreover, since the private person is a concept that includes both the independent person and the employee, Hayek's principle of freedom not only results in the freedom of the private person alienated from the community, but also has as its essential condition the loss of the right of the employee to dispose of his or her work. Neoliberalism cannot claim universal freedom for all as long as it is based on an asymmetrical theory of freedom between the independent and the employee.

From this perspective, I conclude that the freedom of the employee lies in the restoration of the 'disposition of work' and that, for the time being, the welfare state is the will of social rights to 'dictate to those who dictate'. The social culture can only be a new culture that embraces neoliberalism.